



「VOICE 農業の現場から」は、京都府福知山市三和町で農業を営む、農業生産法人(株)京都府天田郡みわ・ダッシュ村が、日本の食の安全と農業の発展を願い、農業の現場・農政の矛盾・国民への投げかけを、メディアの皆様へ発信するものです。食料自給率が低迷する中、農業改革は日本にとって必至です。メディアの皆様には様々な角度から農業を見ていただきたいとの思いから、情報提供をさせていただきます。

## VOL.02 農地法が農業発展を阻害する

カロリーベースで食料の60%を輸入に頼る日本。その日本において、退職し悠々自適に家族の食べる野菜を自分で作りたと思う個人は多く、若者でも就農を希望する人も増えつつある。また、農業ブームも相まって農業参入を検討する企業も増えている。

この現象を見る限り、多くの個人や企業が規模の差こそあれ農業参入をすることで食料自給率も向上するかのように見える。ところが、そうはいかない。

何故？農地法という法律があり、その法律が新規就農のハードルを著しく高くしているのである。

農地法とはこういった法律なのか？新規就農へのハードルはどのようなものか？私自身が就農した際に直面した様々な経験を交えてお伝えしたい。

農地を農地のまま所有権を移す時には農地法第三条という申請をする。地元の農業委員会を通じて、市町村や都道府県に申請を出す。私は5年前、京都府福知山市三和町の農地を所有するために、三和町の農業委員会に申請をした。

その時、農業委員会が農地法や三和町の条例を盾に出してきた難しい条件とそれらについての私の見解を申し上げる。(「…」以下が私の見解)

1. 三和町の農地は、三和町か三和町に隣接する市町村に住んでいる人でなければ取得できない。(私の住まいは京都市で、三和町と京都市の間には、亀岡、園部、瑞穂がある。)
  - …事業でも個人消費でも、住まいのすぐ近くに

農地を持てるとは限らない。むしろ都会から離れた坪単価が安い農地を取得したいと思うほうが多い。この条件は就農の機会損失につながる。

2. 初めて農業をする人は農地を4千平米以上購入することが条件(平米数は自治体により異なる)
  - …4千平米以上という条件があることで、個人で楽しむための就農希望者の多くに、その機会を剥奪することになる。個人でこれほど広大な農業をすることは不可能に等しい。

3. 法律上、農地取得には農業資格が必要。
  - 農業資格の条件は、A) 農業経験が3年以上あること B) 農作業に必要な農機具などが揃っていること C) 自分と家族だけで農作業をすること などがある。

…農地取得に農業資格が必要であれば新規就農者が農地を所有することは不可能になる。また、年に数回しか出番がない農機具は近隣農家と共同で持つことで十分。この条件は実質就農者の足きりになってしまう。さらに、新規就農には4千平米以上(※自治体により異なる)の条件がありながら自分と家族だけで農作業をするなど、現実的ではない。農地法は「農地を所有する人が農業をする」という考えに基づいているが、時代背景や個人の意識の変化に合わせて見直しが必要である。

この農地法が幅を利かせている限り、家庭消費の個人や事業として農業参入したい企業の多くが、農地取得時点で燃え尽きてしまい、結果として食料自給率向上の足を引きずることは間違いない。食料自給率向上のためにも農地法の大幅見直しは必須である。

### 耕作放棄農地問題に取り組む、みわ・ダッシュ村

当社は、限界集落を有する過疎地の三和町に点在する耕作放棄農地を開墾し、優良化した農地で完全無農薬有機で農業をしております。耕作放棄農地は「財産の元」ですが農地の取得が自由にできないままでは耕作放棄農地が活用できません。当社は、農地法が耕作放棄農地問題や食料自給率低迷問題に与える強い影響を声をあげて情報発信し、農業改革を求めています。

■お問合せ先 : 農業生産法人・株式会社京都府天田郡みわ・ダッシュ村 (略称・みわ・ダッシュ村)  
: 代表取締役村長清水三雄 (しみずみつお)

■住所 (京都四条オフィス) : 〒 600-8412 京都市下京区烏丸綾小路下がる西側 四条地下鉄ビル6 F

■TEL : 075-954-6666 (代表取締役村長 清水三雄直通)

みわ・ダッシュ村

検索